

監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2025

目次

I 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
(経営方針及び監査品質向上に向けた取組について)
2. 当監査法人の概要
3. AQI (監査品質指標)
4. 当監査法人の特徴

II 経営管理の状況等

1. 6つの基盤—組織ガバナンス基盤
2. 6つの基盤—品質管理基盤
3. 6つの基盤—人的基盤
4. 6つの基盤—IT 基盤
5. 6つの基盤—財務基盤
6. 6つの基盤—国際対応基盤

(別紙)

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

I 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

(1) 経営方針及び監査品質向上に向けた取組について

企業の IPO に監査人として関与することは、公認会計士にできる大切な社会貢献の一つであると考えます。同時に、IPO のための監査においても、監査の品質を確保することが最も重要であることに変わりはありません。監査法人 G r o w t h は、IPO を目指す企業に対して高品質な監査を提供することを通じて次世代を担う企業の成長に貢献し、そして我が国の経済成長に寄与して参ります。

(2) 法人の経営理念

『当監査法人は、IPO 監査に精通した経験豊富な専門家が集結し、職業的専門家としての職業倫理を遵守し、監査品質を確保するための組織体制の下で高品質な監査を提供することにより次世代を担う企業の成長に貢献し、ひいては我が国の経済成長に寄与する。』

2. 当監査法人の概要

代表者

- ・包括代表社員 瀧野恭司

事務所所在地

- ・東京都千代田区麹町 3-2-6 垣見麹町ビル 7 階

監査先数 45 社

- ・金融商品取引法に準じた監査 43 社
- ・金融商品取引法監査（非上場） 1 社
- ・会社法監査及び金融商品取引法に準じた監査 1 社

沿革

- ・2023 年 8 月 東京都新宿区に監査法人 G r o w t h を設立
- ・2024 年 1 月 上場会社等監査人名簿への登録
- ・2024 年 9 月 東京都千代田区に事務所移転

3. AQI（監査品質指標）(2025年7月31日現在)

(1)人員構成

(2025年7月31日現在)

		常勤(人)	非常勤(人)	合計
社員	CPA	11	—	11
専門職員	CPA	7	34	41
	CPA 以外	7	12	19
	計			
事務員等	CPA 以外	1	1	2
合計		26	47	73

(2)品質管理業務に従事する人員数

- ・社員 3名(うち、専任者 2名)

(3)1人当たりの平均研修時間

		第2期
社員		48.7
専門職員（常勤）		51.0
合計		49.6

(4)独立性に関する検査

- ・独立性遵守回答率 100%
- ・違反件数 0件

(5)法人内部で実施した監査業務の定期的な検証の結果

監査責任者ごとに少なくとも3年ごとに一つの完了した監査業務を選定して、定期的な検証を実施しています。第2期における検証対象業務は1社であり、監査意見に重要な影響を及ぼす不備は検出されていません。

(6)IT インフラ

- ・VDI 使用率 100%

4. 当監査法人の特徴

(1) 経営方針

当監査法人は、IPO のための監査に特化しており、IPO の準備の段階から関与することを方針としています。また、IPO 後も一貫して監査業務を提供します。なお、IPO のための金融商品取引法に準じた監査業務（準金商法監査業務）受嘱のためのショートレビュー（短期調査）及び監査人から引受事務幹事会社への書簡（コンフォートレター）作成業務以外の非保証業務は、提供しない方針としています。

(2) 適時かつ迅速な監査判断と緊密なコミュニケーション

監査責任者である社員が、監査先とのコミュニケーション及び監査上の論点整理等の監査業務の実施をリードするとともに、複雑又は通例でない取引等監査上のリスクが高いと判断される状況を識別した場合には、必要に応じて適時に専門的な見解を求める等慎重に対応しています。

(3) 品質管理の強化

当監査法人は、IPO 監査に特化した監査業務を行うことを経営方針としていますが、監査の実施においてはその品質が最も重要であることから、高品質な監査を提供できるように品質管理を重視しています。

この高品質な監査を提供するために、品質管理の担当部門として、「監査業務に係る品質リスクへの対応のために監査チームをサポート」する「監査品質会議」及び、「品質管理システムの整備及び運用」と「モニタリング等」を担当する「品質管理部」を設置しています。

(4) 専任の品質管理責任者

当監査法人の品質管理責任者は、監査業務及び品質管理のいずれの経験も豊富な社員が個々の監査業務に直接に携わることなく専任で担当しています。さらに、品質管理責任者と同等の経験を有する専任の品質管理補佐（社員）を選任し、拡大する品質管理活動に対応できる時間を確保しています。

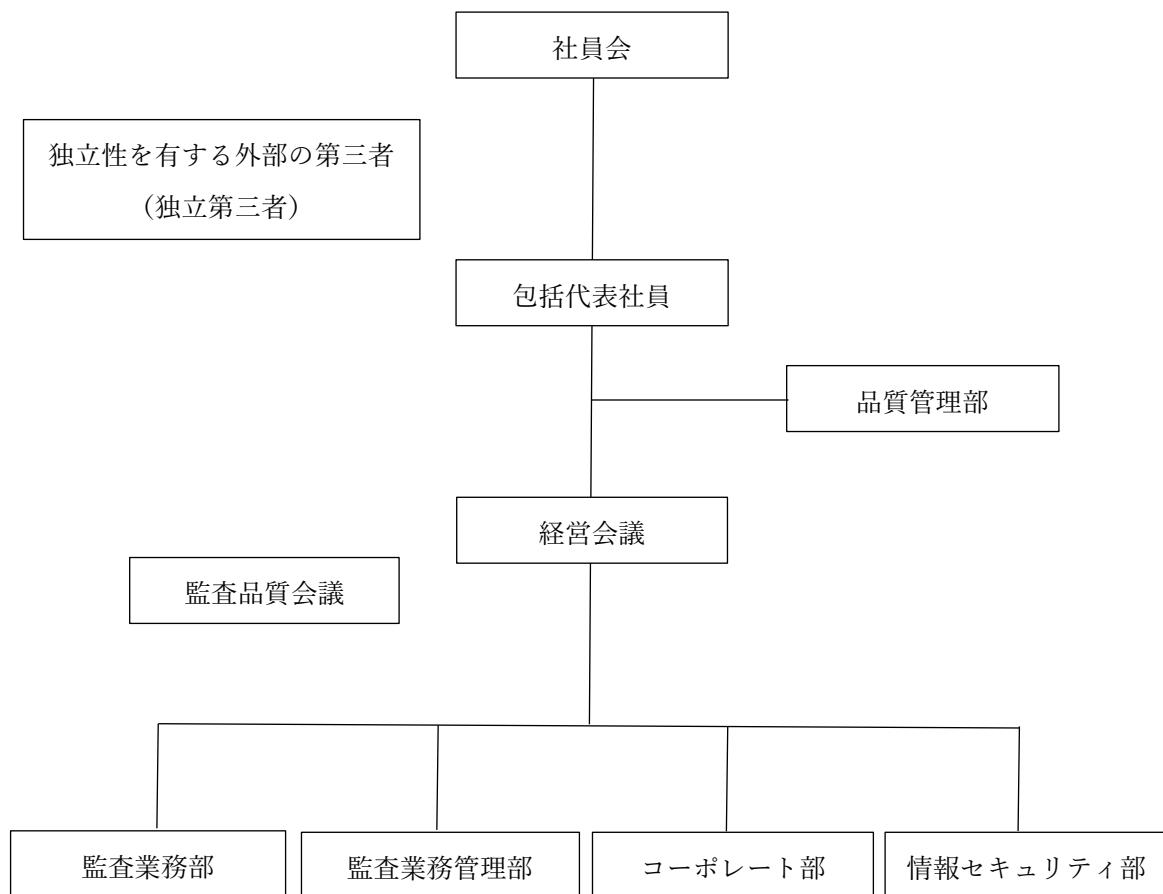
II 経営管理の状況等

1. 6つの基盤—組織ガバナンス基盤

(1)組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当監査法人は、監査品質に関して適時に迅速かつ適切な判断ができる組織運営を目指しています。包括代表社員の指示のもとで適時に経営会議を開催しており、その構成メンバーが、業務執行部門（監査業務部、監査業務管理部、コーポレート部、情報セキュリティ部）及び品質管理部門（品質管理部、監査品質会議）の責任者であることから、各部門の意思疎通と情報交換を密にし、迅速に行動できる体制としています。

(2)組織図



(3)各機関の役割

①社員会

全社員で構成される当監査法人の最高意思決定機関であり、当監査法人の経営に関わる重要事項について協議・決定するガバナンスの最も重要な基盤です。社員会は、月に1回以上開催することとしています。また、毎会計年度終了後に社員総会を開催します。

②包括代表社員

社員総会で選任される包括代表社員は、当監査法人の業務全般を統括する最高責任者であるとともに、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負っています。

③経営会議

社員会及び包括代表社員の下で、法人経営に関する、日常的なコミュニケーション及び社員会の承認事項以外の業務執行に係る適時の意思決定の場として「経営会議」を設置し、原則として週に1回開催しています。構成メンバーは、当監査法人の社員の中から経営会議で選任しています。

④監査業務部

監査業務の現業部門であり、個々の監査業務レベルでの監査品質の向上を図るために、監査チーム内で監査責任者がリードするキックオフミーティングや監査業務の進捗に応じて随時チームミーティングを実施し、適時に監査責任者に監査上の論点や課題を集約し解決するように対応しています。

⑤監査業務管理部

監査業務の品質の維持・向上のために必要な管理業務を行う部門であり、主として、監査業務におけるアサイン状況、各人の勤務時間や負荷状況を把握することにより、監査業務が効果的かつ安定的に行われるようサポートしています。

⑥コーポレート部

当監査法人の経理、財務、人事関係を担う法人業務管理担当、社職員の教育研修を管理する教育研修担当、専門職員の採用を進める採用担当から構成され、監査業務に直接的には関連しない業務を行う部門です。人事、教育研修及び採用において、より優秀な専門職員を確保し監査チームを強化することを目指しています。

⑦情報セキュリティ部

当監査法人における業務管理システムの管理等、情報セキュリティ全般を担当している部門で

す。専門の情報セキュリティ担当者を配置し、監査業務に必要なシステム環境を整備し、周知、監視及びメンテナンス等の運用を行うことで、安定かつ安全な監査業務の実施をサポートしています。

⑧品質管理部

品質管理部は、当監査法人の品質管理システムの整備・運用及び品質管理システムの特定の側面（モニタリング等）の運用を担っています。

⑨監査品質会議

監査チームの判断をサポートし、監査業務に係る品質リスクに対処するために監査品質会議を設置しています。

⑩独立性を有する外部の第三者（独立第三者）

当監査法人では、法人の規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けていませんが、経営の実効性の発揮を支援するために、独立性を有する外部の第三者を選任し当該独立第三者を業務運営上の会議へ参加させる等により、その知見を活用することとしています。現時点の独立第三者は2名であり、任期は1年（再任あり）としています。

2. 6つの基盤—品質管理基盤

（1）品質管理に関する責任（監査品質を重視する風土の醸成を含む）】

当監査法人はIPO監査に特化していることから、監査先の事業内容がこれまでにない新しいものである場合や、監査先の管理体制が脆弱であることが想定されます。このような環境下での監査業務においては、監査品質を重視する意識や姿勢がより一層求められることから、当監査法人の品質管理システムに関する最高責任者である包括代表社員自ら監査品質を重視する姿勢を打ち出しています。

なお、当監査法人における各種のリスク情報は、経営会議等を通じて適時に包括代表社員に伝達されています。包括代表社員は、当監査法人の現状を常に掌握しており、監査品質重視の姿勢を示すことで当監査法人の風土を醸成しています。

（2）上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

品質管理の専任部署として品質管理部を設置し、また、監査チームの判断をサポートし、監査業務に係る品質リスクに対処するために監査品質会議を設置しています。

①品質管理部

品質管理部において、当監査法人の適切な品質管理を実施するために、下記の業務を担っています。

- ・品質管理規程等の作成・更新・周知
- ・独立性に係る要求事項の遵守状況の管理
- ・審査社員の選任
- ・アーカイブ後の監査調書の管理
- ・モニタリングと改善活動
(定期的な検証、モニタリング活動としての進行中の監査業務の検証を含む)
- ・外部検査等への対応
- ・品質管理に関連する各種資料の作成及び公表体制の整備・運用

品質管理部には、個々の監査業務からの独立性を確保し、また、品質管理業務のための十分な時間を確保するために、個々の監査業務に監査責任者もしくは補助者として直接に携わることのない専任の社員2名（品質管理責任者及びその補佐）、及び、監査業務を兼務する社員1名を配置しています。兼務の社員1名については、監査業務への関与を極力少なくしています。

②監査品質会議

監査品質会議において、監査チームの判断をサポートし、監査業務に係る品質リスクに対処するため、下記の業務を担っています。

- ・日常的な相談への対応
- ・専門的な見解への問合せ（内部）への対応
- ・重要事項検討会議（コンサルテーション）の開催
- ・監査業務のレビュー（品質リスクに対処するための対応としての監査業務のレビュー）

監査品質会議では、複雑又は通例でない取引等について、専門的な見解の問合せを含む監査チームからの日常的な相談への対応により、監査チームが監査上の論点整理を適切に行うことや、追加的もしくは新たな検討事項を適時に把握することをサポートしています。また、必要に応じて、重要事項検討会議（コンサルテーション）を開催し、さらに、品質リスクに対処するために、監査業務のレビューを実施することで、早い段階で個々の監査業務における論点や課題を把握し、監査チームによる適時の対応をサポートしています。

なお、監査品質会議の議長は品質管理部の責任者（品質管理責任者）が兼務し、品質管理補佐及び品質管理部を兼務しない社員1名を、監査品質会議の担当社員として配置しています。

（3）職業倫理及び独立性

①職業倫理

当監査法人及び当監査法人の構成員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、倫理規則に準拠して、監査の品質管理規程、職業倫理ガイドライン等、倫理規則を遵守するために必要な規程等を整備し運用しています。

②独立性

当監査法人及び専門要員が独立性を確保するために、監査の品質管理規程において独立性の保持を求めるとともに、独立性ガイドライン、長期関与に関するガイドライン、報酬依存度に関するガイドライン等、独立性の保持に必要な方針及び手続を定めて運用しています。

また、当監査法人及び専門要員が、職業倫理（独立性を含む）に関する規程を遵守していることを確認するため、定期に及び必要となる時点において、日本公認会計士協会が公表する独立性チェックリストを使用して、独立性を含む職業倫理の遵守に係るチェックを行っています。

なお、「I 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 4 当監査法人の特徴 (1)経営方針」に記載のとおり、当監査法人は、監査業務を受嘱するにあたってのショートレビュー（短期調査）及び監査人から引受事務幹事会社への書簡（コンフォートレター）作成業務以外の非保証業務は、提供しない方針としています。

③ローテーション（クーリングオフ）

当監査法人は、すべての監査業務についてローテーション（クーリングオフ）制度を適用しています。業務執行社員等のローテーション（クーリングオフ）は、倫理規則に準拠して定めた長期関与に関するガイドラインに基づいてコントロールしています。

(4)インサイダー取引防止

インサイダー取引を防止するため、「インサイダー取引防止規程」を制定し運用しています。当監査法人の全構成員にその遵守を義務付け、研修を実施するとともに、当監査法人の会計年度末である7月に規程遵守に関する宣誓書を入手しています。

(5)監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新に関する方針及び手続は、「監査の品質管理規程」に定めています。

①監査契約の新規の締結

IPO 監査においては、監査先の事業内容や管理体制等によって監査業務リスクが大きく異なることから、監査契約の新規の締結においては特に慎重な判断が必要となります。この点を踏まえて、監査契約の新規締結にあたっては以下の方針としています。

- ・監査業務の受嘱は、当監査法人が IPO 準備の段階から関与することを前提とする。
- ・監査業務を受嘱するにあたっては、事前にショートレビュー（短期調査）を実施する。
- ・ショートレビュー（短期調査）により把握した情報に基づいて、経営会議で監査受嘱に係るリスク評価を行い、受嘱の可否を判断する。

②監査契約の更新

監査契約の更新については、その可否を監査責任者が判断し、審査担当社員が承認します。監査契約の更新に関して、監査責任者または審査担当社員が特段の懸念等があると判断する場合には、経営会議に上程し経営会議で更新の可否を判断します。

(6)十分な監査資源の確保

当監査法人は、監査業務が十分かつ適切に実施可能となる監査資源を確保したうえで、監査契約を受嘱する方針としています。なお、現状においては専門要員の増員が課題であり、採用活動を積極的に継続しています。

(7)業務の実施

①専門家の業務の利用及び専門的な見解の問合せ

当監査法人では、監査業務において十分かつ適切な監査証拠を入手するために、監査の品質管理規程において専門的な見解の問合せが必要となる場合と必要な手続等を定めています。専門的な見解の問合せに対して、内部の問合せ先として監査品質会議が対応するとともに、外部の問合せ先として複数の専門家と契約し、会計又は監査以外の分野の専門知識を有する個人又は組織の業務を積極的に利用しています。

②監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理保存

監査調書の作成及び管理保存に関しては、電子監査調書システム（Caseware）を導入しています。この電子監査調書システムで作成された監査ファイルは、所定の期限までに監査チームが最終的な整理を行ったうえでアーカイブされます。アーカイブされた監査調書は品質管理責任者が管理するとともに、監査チームに対しては、システム的に閲覧権限のみを付与し、編集、削除はできない仕組みとしています。

③審査

審査に関しては、全ての監査業務を審査の対象とし、「審査規程」を整備し運用しています。審査の方法としてはコンカーリング・パートナー制度を採用し、品質管理責任者が、監査業務ごとに審査担当社員を選任しています。審査の実施においては、審査表を整備し、重要な項目ごとに監査責任

者及び審査担当社員が確認することとしています。また審査は、監査計画から意見表明まで、監査期間を通して実施することとしています。

④監査上の判断の相違

監査チームの判断と審査担当者の判断が相違する場合は、審査担当者の懸念事項が解決されるまで審査が完了しないことになります。このような場合の対処方法として、監査責任者、審査担当社員、品質管理責任者もしくは品質管理補佐、及び対象の監査業務から独立した社員が参加する重要事項検討会議（コンサルテーション）を開催して解決を図ることとしています。この会議は、監査品質会議が所管します。

(8)モニタリング及び改善プロセス

モニタリング及び改善プロセスの整備と運用は、品質管理部が所管します。モニタリング活動は、品質管理責任者及び品質管理責任者が選任した者が実施しますが、監査の品質管理規程において、モニタリング活動を実施する者の要件を定めています。

当監査法人のモニタリングは、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組合せにより構成されます。日常的モニタリング活動は、日常的な活動であり、当監査法人のプロセスに組み込まれて、状況の変化に対応して即時に実施されます。定期的なモニタリング活動は、一つの完了した監査業務に対する定期的な検証を含みます。この定期的な検証のサイクルは3年とし、監査責任者ごとに少なくとも3年ごとに一つの完了した監査業務を選定しますが、必要な場合には3年より短い期間とすることとしています。

なお、当監査法人では、組織規模が小さく、かつ、業務内容に複雑性は無いことから、品質管理部の責任者である品質管理責任者が、品質管理システムの整備・運用の責任者と、モニタリング及び改善プロセスに関する責任者を兼務しています。そのため、モニタリング活動における自己レビューリスクを低減するために、品質管理システムの最高責任者である包括代表社員の監督下で、モニタリングを実施しています。

(9)品質管理システムの評価

監査の品質管理規程において、品質管理システムの評価について定めています。評価基準日は7月31日であり、品質管理システムに関する最高責任者（包括代表社員）は、品質管理責任者が実施し報告した日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動の実施結果を評価し、「品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供している」かについて、結論を下すこととしています。

2025年7月31日を評価基準日とする今年度の品質管理システムの評価は、「品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供している」との結論

となっています。

(10)不服と疑義の申し立て

当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

不服と疑義の申立てがあった場合、不正リスクに関連して当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報を受け付け、当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達することとしています。監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理責任者に書面又は電磁的記録で報告することとしています。また、当監査法人に寄せられた情報が、不正リスク、不法行為に係る情報の場合には、別途定める「違法行為への対応ガイドライン」に従うこととしています。

3. 6つの基盤—人的基盤

(1)基本方針

監査業務の品質の維持、向上及び監査法人の管理体制（業務管理体制、品質管理体制）の強化のために、人的基盤の充実が重要な経営課題であると認識し、人材の確保に取り組んでいます。

(2)教育・訓練（研修制度）

当監査法人においては、日本公認会計士協会が提供する研修プログラム（e-Learning）を利用するとともに、当監査法人独自の研修プログラムを用いた研修を実施しています。

①日本公認会計士協会が提供する研修プログラム（e-Learning）

当監査法人として受講を必須とするプログラムを指定しています。なお、日本公認会計士協会のCPDに関しては、日常的なモニタリング活動により専門要員のCPD履修状況を把握し、履修年度末までに未達となる懸念のある者に対しては個別に通知し注意を喚起しています。

②当監査法人独自の研修プログラム

情報セキュリティ、職業倫理及び独立性、インサイダー取引防止を始めとする研修プログラム（コンテンツ）を作成して、研修を実施しています。また、日本公認会計士協会が公表している品質管理レビュー事例解説集等を題材として、ディスカッションを織込んだ研修を実施しています。なお、当監査法人は、独自のe-Learningの仕組みを構築しており、法人独自の研修は、集合研修（on lineでの受講を含む）及びe-Learningにより実施しています。

③OJT

これらの研修の他、当監査法人は IPO 監査に特化した監査事務所であることから、IPO 監査の経験が豊富な社員が監査現場をリードし、直接的に OJT をしながら人材を育成しています。

4. 6つの基盤—IT 基盤

(1)情報セキュリティに関する方針

当監査法人は、顧客との信頼関係の中で入手した情報資産を、事故・災害・犯罪等から守り、かつ、当監査法人の業務を円滑に遂行するために、情報セキュリティに関する方針を定めて、情報を取り扱うすべての者に周知徹底を図るとともに、必要なテクノロジーの導入を行っています。

(2) IT インフラ (VDI 環境の整備)

当監査法人は、小規模であり業務内容は複雑でない監査事務所ではありますが、情報セキュリティを重視して、監査業務に関する IT 環境を整備しています。

- 専門要員が監査業務で使用する PC は、すべて VDI での作業環境を整備しています。
- 監査調書については、電子監査調書システム (Caseware) を導入しています。

5. 6つの基盤—財務基盤

(1)財務安定性の確保

当監査法人は、経済的に独立し、持続可能な監査事務所であるための安定した財務基盤とすることを経営の方針としています。

①財務数値の状況

(単位：百万円)

項目	第1期 (2023/8/1～2024/7/31)	第2期 (2024/8/1～2025/7/31)
・業務収入 (売上高)	198	561
・現金及び預金残高	75	115
・総資産	109	213
・有利子負債	—	—

②公認会計士職業賠償責任保険への加入

当監査法人は、公認会計士職業賠償責任保険及びサイバーリスク保険に加入しています。

(2)報酬依存度

倫理規則においては、特定の顧客に対する報酬依存度が 2 年連続して 15% を超える場合又は超える可能性が高い場合には、独立性に懸念が生まれるため必要な施策を講じることとされています。

す。当監査法人において、最も依存度が高い顧客に対する報酬依存度は、前期が9.7%、当期が5.6%であり、独立性に関する懸念はないものと考えています。

6. 6つの基盤—国際対応基盤

(1) 海外子会社の監査対応

海外子会社の監査対応については、グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別・評価し、評価したリスクに適切に対応するためのリスク対応手続を立案・実施するために、グループ監査人の責任の下で、構成単位の監査人の作業の範囲及び時期について明確なコミュニケーションを行い、その作業の結果を評価することを含め、グループ監査を通じて構成単位の監査人の作業に十分かつ適切に関与することとしています。

また、構成単位の監査人の適切な能力又は経験の評価に当たっては、現地（該当国）における監査品質に係る検査の結果等を考慮することとしています。

以上